(８年度)（資料１）

提出書類について

【８年度　新築・購入、増築、耐震補強工事、修繕申請受付予定団体審査用】

１　提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の種類に関わらず、提出が必要な書類【新築・購入、増築、耐震補強工事、修繕共通】 | |
| (1) 自治会町内会館等整備費補助申請予定申出書  (ｱ)【新築・購入用】（様式１－１）  (ｲ)【増築、耐震補強工事、修繕用】（様式１－２） | |
| (2) 会則・規約 | |
| (3) 役員名簿 | |
| (4) 会館等の整備についての意思決定・検討状況に関する書類  会館等整備についての意思決定を証する書面（総会議事録等）のほか、会館等整備計画について検討・準備・周知を行ったことがわかる書類 | |
| (5) 会館等整備計画に関する書類  工事場所（建物）位置図・案内図、建物の規模・構造（新築の場合）、工事の内容（参考見積等）、スケジュール、資金調達の方法、借入金返済計画、会館等整備特別会計の予算決算がわかる資料、  会館利用規約、会館用地隣接居住者への説明書類、会館等利用状況（計画）調査票（様式２）等 | |
| (6) 資金計画調査票（様式３） | |
| (7) 写真数葉  (ｱ) 新築・購入（会館のみ）の場合：会館等予定地の現況写真  (ｲ) 増築、耐震補強工事、修繕の場合：現在の会館等の現況写真  （一枚は会館名称板（公園集会所は集会所名称板）が入ったもの、かつその名称が読み取れるもの。また、増築、  耐震補強工事、修繕の場合は、工事予定箇所がわかる写真） | |
| 新築・購入 | 増築・耐震補強工事・修繕 |
| (8) 予算書・決算書（過去３年分） | (8) 既存の建物が建築基準法に適合して  いることを証する書類  【例】建築検査済証、建築確認申請台帳記載証明書、  　　　確認通知書等 |
| (9) 用地が確保されていることがわかる  書類  【例】土地使用承諾書（写）、賃貸借契約書（写）等  ※公園集会所については、上記に代えて、みどり環境局公園緑地管理課及び区土木事務所との調整状況がわかる資料 |
| (9) 用地が確保されていることがわかる  書類（修繕の場合は不要）  ※公園集会所については、上記に代えて、みどり環境局公園緑地管理課及び区土木事務所との調整状況がわかる資料 |
| (10) 会館等建設にあたって、特殊事情がある場合は次の書類  【例１】既存の会館等が老朽化している場合  →現在の会館等が完成した時期がわかる書類等  （登記簿謄本（全部事項証明書）等）  【例２】現在会館を所有していない場合  →地域活動をする上で、会館の必要性がわかる書類等  （会の活動実績・活動場所等）  【例３】既存の会館が立退きを求められている場合  →立退き依頼書（期限等記載のもの）・賃貸借契約書、  既存会館の処分方法がわかる資料等  　※補助予定団体と決定した場合は、後日立退きの確認を行います。（写真・現地確認） |
| (10) 会館等平面図 |
| (11) 会館等の建設及び維持管理状況  調査票（様式４） |

公園集会所の設置許可基準について

公園集会所は、地縁による団体として認可（法人化）を受けた自治会町内会及び地区連合町内会が設置するもので、以下の設置許可基準を満たすもののほか、みどり環境局の庁内審査委員会で必要と認められるものについて、設置が認められます。

既に設置されている公園集会所の増築・耐震補強工事・修繕についても、事前にみどり環境局公園緑地管理課及び区土木事務所との調整が必要です。

設置許可基準

(１)　申請者が町内会等であること。

(２)　行政等の用地斡旋で適当な候補地の斡旋がなく、公園のほかに集会所建設用地が確保できないこと。

(３)　公園内に他の集会所がないこと。

(４)　公園周辺の住民及び公園利用者の理解を得ていること。

(５) 5,000㎡以上の住区基幹公園であること。

(６)　集会所の建築面積が、他の公園施設を含め、公園面積の２％を超えないこと。

(７)　平屋で延床面積がおおむね100㎡以上であること。

(８)　集会が可能な集会室、湯沸室及び集会所外から直接出入りできるトイレを設置していること。

(９)　公園の機能を損なわず、園地と一体的な利用が可能な位置に設置することができること。

(10)　外観が公園の景観と調和したものであること。

(11)　建築基準法等関係法令に適合していること。

(12)　設置、運営、修繕等に係る費用を設置者が負担でき、資金計画が明らかになっていること。

(13)　バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した設計であること。

(14)　既設の倉庫等の集約を行っていること。

２　注意事項【重要】

(1) 提出書類は前項のとおりですが、審査の状況により、前記以外に、補助申請に必要な書類の範囲内で、追加の書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 証明書・契約書(写し)等は、書類作成日、契約期限、署名（押印）が入っているものの写しを提出してください。

(3) 今回の事前の申し出において提出いただく書類は、補助申請時にも必要な書類となります。ただし、今回の提出をもって補助申請を受け付けたことにはなりませんので御注意ください。

　　なお、提出書類の詳細については、「自治会町内会館整備費補助の手引き（令和７年４月）」を御覧ください。（自治会町内会館整備費補助要綱、自治会町内会館整備費補助事務取扱要領については、上記手引きに掲載しています。）

(4) 提出書類はすべて情報公開の対象となります。

(5) 増築、耐震補強工事及び修繕については、施工予定の会館等が建築基準法に適合していることを、事前に確認してください。

※提出書類一覧（８年度補助予定団体審査用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | 新築等 | 増築・耐震補強工事 | 修繕 |
| 令和８年度自治会町内会館等  整備費補助申請予定申出書 | ○  **（様式１－１）** | ○  **（様式１－２）** | ○  **（様式１－２）** |
| 会則・規約 | ○ | ○ | ○ |
| 役員名簿 | ○ | ○ | ○ |
| 会館等の整備についての意思  決定・検討状況に関する書類 | ○ | ○ | ○ |
| 整備計画に関する書類 | ○ | ○ | ○ |
| 自治会町内会館等利用状況（計画）調査票**（様式２）**・利用規約 | ○ | ○ | ○ |
| 資金計画調査票**（様式３）** | ○ | ○ | ○ |
| 写真数葉 | ○ | ○ | ○ |
| 予算書・決算書（過去３年分） | ○ | － | － |
| 用地が確保されていることがわかる書類（賃貸借契約書・土地使用承諾書等） | ○ | ○ | － |
| 会館等建設にあたって特殊事情があればそれがわかる書類 | ○ | － | － |
| 会館等平面図 | － | ○ | ○ |
| 会館等の建設及び維持管理状況調査票**（様式４）** | － | ○ | ○ |
| 既存の建物が建築基準法に適合していることを証する書類 | － | ○ | ○ |

※増築、耐震補強工事、修繕を２種類以上複合して行う場合の提出書類で重複するものについては、１枚（１種類）で結構です。